

団体信用生命保険事業の加入要件が改正されました

団体信用生命保険事業について、平成 27 年 4 月 1 日以降に決定する貸付け及び中途加入の加入要件が改正されました。より加入しやすくなりましたので、ぜひ、ご検討ください。

○申込可能な貸付金残高の下限の改正

加入申込日現在の貸付金残高が 50 万円以上

↓

加入申込日の属する月の末日（加入申込日が貸付日以前の場合は貸付日）現在において、
貸付金残高が 10 万円以上

○今回の改正の適用を受ける貸付けは、

新規加入・・・貸付日が平成 27 年 4 月 1 日以降である貸付け

中途加入・・・加入申込日（告知日）が平成 27 年 4 月 1 日以降である貸付け